

平成30年度 上伊那圏地域自立支援協議会議事録

会議	部会名	第2回 権利擁護 部会	参加者数	33人	会場	伊那市 福祉まちづくりセンター 2階 大会議室
	日時	平成30年9月19日(水) 13:30 ~ 15:30				
主 題 マ	<p>1 事例集作成について</p> <p>2 啓発活動について</p> <p>3 講演:「罪を犯したらどうなるの」～刑事手続きの流れについて～</p> <p>4 その他</p>					
主 な 意 見 な ど	<p>1 について(矢沢部会長より)</p> <p>○前回の部会で出された皆さんのご意見をもとに、次のような方向性で事例集作成を進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者向けの事例集とし、今まで部会で扱ってきた事例からピックアップして作成する。 ・作成に当たっては、(1)福祉サービス事業所、(2)行政(市町村)、(3)雇用主(一般企業)の代表者各1人と正副部会長及び事務局で、掲載する事例の選定作業を行う。 ・でき上がった事例集原案を部会に提議し、皆さんからのご意見をいただきながら、よりよいものとしていく。 <p>2 について(事務局より)</p> <p>○啓発活動に圏域として取り組むにあたり、県や他圏域の取り組み状況等についての情報提供があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県では、事例を4コマ漫画にした8ページのパンフレットを作成しており、まもなく配布される予定である。 ・他圏域では、リーフレット作成や知識啓発のための学習会の企画(木曾・松本)や、寸劇を通した啓発活動の実施(北信)、既にリーフレットを作成・配布しているが、周知方法を再検討しているところ(上小)などがある。 ・他人事ではなく、自分事として捉えてもらえるよう、地域の特徴も採り入れた周知・広報のあり方も大切である。 <p>3 について(講師:ひなた法律事務所 弁護士 太田明良 氏)</p> <p>○触法障がい者支援を考える上で必要な基礎知識として、刑事手続きの流れについてのお話をお聴きした。講演概要は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 刑事手続きの大まかな流れ <ul style="list-style-type: none"> ・流れは、「捜査→逮捕→勾留→公訴→刑の執行」。起訴前の対象者＝被疑者、起訴後＝被告人。 (2) 捜査について <ul style="list-style-type: none"> ・警察官と検察官が協力して行う。被疑者と参考人の区別は黙秘権告知の有無で判断可。前者は告知有。 ・任意捜査(例:職務質問、任意同行等)と強制捜査(例:逮捕、差押え等)の違いは、令状の有無。 ・警察への出頭拒否や取り調べの自由退去は原則としてできるが、逮捕・勾留の場合は、できない。 (3) 逮捕手続き <ul style="list-style-type: none"> ・逮捕には3種類あり、基本は逮捕状による逮捕。なお、現行犯逮捕・準現行犯逮捕は、一般人でも可能。 ・警察官逮捕の場合、被疑者が身柄拘束されるのは、最大で72時間。検察官逮捕の場合は、最大48時間。 (4) 勾留手続き <ul style="list-style-type: none"> ・逮捕されなければ勾留はできない(逮捕前置主義)。勾留要件3つのうち、1つでも満たすと、勾留となる。 ・勾留期間は10日以内。やむを得ない場合、さらに10日の延長が可能。勾留期間は、最大で20日となる。 ・不服申し立てや取消し、執行停止等の制度が勾留では認められる(逮捕手続き時には認められない)。 (5) 公訴 <ul style="list-style-type: none"> ・公訴は検察官のみ可能。刑罰には、死刑・懲役・禁固・罰金・拘留・科料(主刑)及び没収(付加刑)がある。 ・勾留は裁判に必要な期間行われる。なお、保釈の権利が認められているが、相応の保釈金が必要となる。 ・刑事責任能力がない場合、医療観察法の対象となる。 (6) 刑の執行 <ul style="list-style-type: none"> ・執行は刑の確定後。控訴、上告している場合は、最終的な刑の確定後となる。 ・執行猶予の場合、猶予期間が経過すれば、判決言い渡しの効果は消えるが、前科自体は消えない。 (7) 刑の執行後 <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰にあたり、更生保護施設、自立準備ホーム、地域定着支援センターが利用できる。 ・地域定着支援センターは、高齢者や障がい者が対象だが、本人が希望しないと利用できない。 (8) 質疑応答 (略) <p>4 について(事務局より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消の取組状況について、県へは170件の相談があり、うち1/4が差別にあたる内容であった。 ・「障がい者虐待が疑われる場合の対応フロー図」(正式版)を本日配布した。ぜひご活用ください。 ・H30.11.14(水) 飯島町にて福祉事業所対象の権利擁護・虐待防止研修が行われます。ぜひご参加ください。 ・H30.9.22(土)「発達障害者の多様な働き方セミナー」10:00～16:30 安曇野市豊科公民館にて開催です。 					
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・事例集作成の方向性を確認し、啓発活動における他圏域の状況等についての理解を深めることができた。 ・刑事手続きの流れについて理解することで、触法障がい者支援のあり方を考える一助とすることができた。 					
次 回	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.12.13(木)、触法障がい者の入口支援に関連して柴田氏の講演を予定している。ぜひご参加ください。 					